

# 市川市地球温暖化対策推進協議会

## 令和8年度 定期総会資料



# 市川市地球温暖化対策推進協議会 設立趣意書

私たちは、産業革命以降、豊かで便利な生活を求め、社会経済活動を活発化させてきました。しかし、その結果、大気中には、大量の温室効果ガスが排出され、それに伴う地球温暖化の急激な進行を招きつつあります。このままでは、多様な生物の生存を脅かすのみならず、人類の生存をも危うくすることが懸念されています。

市川市は今、誰もが健やかに暮らせる「健康都市」を目指し、取り組んでいます。その実現と継承のためには、豊かな自然や限りある資源を子どもたちに残していくことが必須です。

このかけがえのない地球環境は、今生きている私たちだけのものではありません。子どもたちの未来を見据え、今こそ行動を開始する時です。

大人の私たちが自ら、率先して地球温暖化対策に取り組んでいきましょう。そのための推進組織として、市民、事業者、関係団体、市で構成する「市川市地球温暖化対策推進協議会」をここに設立いたします。

平成 22 年 11 月 24 日

「市川市地球温暖化対策推進協議会」暫定役員会一同

## 資料一覧

### 【議題】

- 1) 第1号議案 「令和7年度 事業報告」・・・1頁
- 2) 第2号議案 「令和7年度 決算」・・・2頁  
「令和7年度 監査報告書」・・・3頁
- 3) 第3号議案 「令和8年度 事業計画（案）」・・・4頁
- 4) 第4号議案 「令和8年度 予算（案）」・・・6頁

### 【参考資料】

- 役員名簿・・・7頁
- 市川市地球温暖化対策推進協議会 規約・・・8頁
- 市川市地球温暖化対策推進協議会 細則・・・11頁
- 「低炭素地域づくりサミット2011 in いちかわ」  
共同宣言（いちかわ宣言）・・・13頁

## 令和7年度事業報告

(令和7年5月1日～令和8年4月30日)

活動テーマ：今くいとめる地球沸騰化 ～2030年にむけて～

時期	事業名	内容・実績
5月	定期総会	書面開催
6月7日	いちかわ環境フェア2025	「いちかわ環境フェア」を市と共催し、クイズラリーの実施やブースの出展。 来場者数 延べ約7,000名
6月20日	事業者向け省エネルギーセミナー	中小企業などの事業者向けに省エネ診断や補助金および市川市融資制度等の説明会を実施。 参加者 9事業者10名
7月～9月	未来ノートによる出前授業	小学4年生を対象に「未来ノート」を使った出前授業を実施。 実施校1校 4クラス 114名 (新浜小学校)
8月8日	親子環境映画上映会	親子を対象とした、環境問題について考える機会提供を目的とした環境映画上映会。「コラシヨの海底わくわく大冒険！」 来場者数153名
12月20日	エコキャンパスツアー	自然エネルギー100%大学である千葉商科大学の見学ツアー。 来場者数 大人15名 子ども15名
1月17日	地球温暖化防止特別講演会	ソーラーハウスを作って学ぼう！地球温暖化問題とエネルギーの創・蓄・省 講師 高村理事、パナソニック株式会社エレクトリックワークス社 参加者 大人38名 子ども39名
2月28日	環境かるた大会	小学生を対象に、環境かるたを使い、遊びながら環境について学ぶかるた大会。 会場 KeiyoGAS Community Terrace 参加者 30名
3月16日	地域協議会合同会議	他の地域協議会との意見交換を通じて交流を図り、地域レベルでの温暖化対策を進めていく。 担当 市川市 (Web会議にて実施)
通年	会員加入の促進	事業の実施を通じての会員募集 ■個人 226名、団体 37団体 【R7.4月末現在】 ■個人 224名、団体 34団体 【R8.4月末現在】

## 令和7年度決算

## (収入の部)

(単位:円)

科目	当初 予算額	補正 予算額	流充用額	予算現額	収入済額	予算現額と 収入済額との 比較	備考
前年度繰越金	329,628	0	0	329,628	329,628	0	
寄附金	40,000	0	0	40,000	40,000	0	環境フェア協賛金
その他の収入	460,000	0	0	460,000	524,368	64,368	市負担金、県環境財団助成金
合計	829,628	0	0	829,628	893,996	64,368	

## (支出の部)

(単位:円)

科目	当初 予算額	補正 予算額	流充用額	予算現額	支出済額	予算現額と 支出済額との 比較	備考
総会運営費	13,200	0	0	13,200	12,100	1,100	
消耗品費	0	0	0	0	0	0	
通信運搬費	13,200	0	0	13,200	12,100	1,100	会員宛案内送付及び報告書郵送代
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	
事業費	774,600	0	△ 27,722	746,878	487,895	258,983	
謝礼金	100,000		△ 53,317	46,683	0	46,683	
協力金	41,600	0	0	41,600	41,600	0	エコキャンパスツアー等協力金
消耗品費	149,000	0	25,595	174,595	174,595	0	環境フェアクイズラリー-景品等
使用料及び 賃借料	130,000	0	0	130,000	110,880	19,120	親子環境映画上映会DVDレンタル代
会場費	165,000	0	0	165,000	22,380	142,620	親子環境映画上映会会場等
印刷製本費	155,000	0	0	155,000	120,000	35,000	イベントPR用ちらし作成等
通信運搬費	17,000	0	0	17,000	9,940	7,060	事業者向け省エネルギーセミナーちらし郵送代等
旅費交通費	17,000	0	0	17,000	8,500	8,500	イベント、協力金交通費等
予備費	41,828	0	27,722	69,550	69,550	0	イベント用つり銭代、銀行窓口両替手数料として
合計	829,628	0	0	829,628	569,545	260,083	

収入済額           －           支出済額           ＝           翌年度繰越額  
893,996 円       －           569,545 円       ＝           324,451 円

令和 8年5月1日  
市川市地球温暖化対策推進協議会  
会長 伊藤 康

## 令和7年度 監査報告書

令和7年度市川市地球温暖化対策推進協議会の会務及び収支決算  
について監査を行ったところ、その運営及び経理事務は適正にして妥当  
と認められました。

令和 8年 5月 1日

市川市地球温暖化対策推進協議会

監事 市 来 均 

監事 齋 藤 真実 

## 令和 8 年度 事業計画（案）

### 1. 本会の目的：

市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく対策、主に日常生活における温室効果ガスの削減を、市民・事業者・関係団体および市が協働で推進する。

### 2. 事業年度：令和 8 年 5 月 1 日～令和 9 年 4 月 30 日

### 3. 活動テーマ

「今くいとめる地球沸騰化 ～2030 年にむけて～」

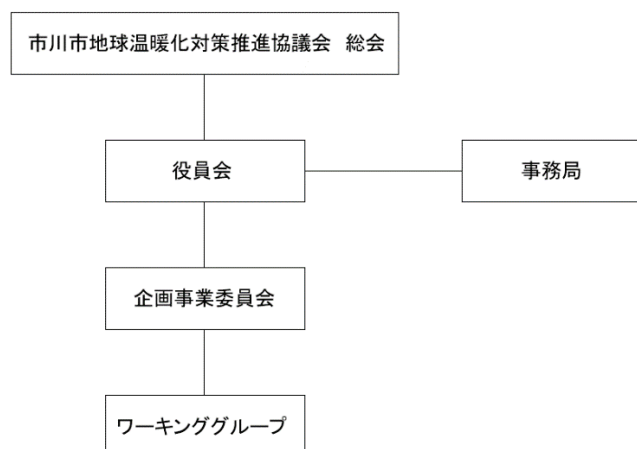
### 4. 活動の方向性：

市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、2030 年温室効果ガス 50%削減という目標に向けて活動していく。

市民・事業者が地球温暖化を自分事として捉え、自ら率先して行動するように、省エネや節電、再エネの必要性だけでなく、設備導入による経済メリットなども含め、様々な周知・啓発を実施する。

環境学習等を推進することにより、地球温暖化の問題意識を市民や事業者と共有し、日々の生活や活動の中で、温暖化対策に取り組む契機となる機会を提供していく。

### 5. 組織構成：



## 6. 令和8年度 事業計画（年間スケジュール）

時期	件名	内容
5月	定期総会	予算決算・事業計画などの重要事項の承認を求める（対面開催）。
5月	会員への事業募集	会員から事業を募集することで、会員の形骸化を防ぐとともに意見交流の機会を増やすことで、協議会全体の活性化を促し、よりよい事業の検討を図る。 ※募集した事業は役員会の承認を経て次年度事業での実施を目指す。
6月	事業者向け 省エネルギーセミナー	事業者向けの省エネ設備導入に関するセミナー。市の補助金についての説明も実施。
6月～7月	地球温暖化防止 講演会	地球温暖化問題の現状とその原因と対策についての知識を深めることを目的とした講演会。
7～9月	未来ノート	夏休期間を利用し、「未来ノート」を使用した、子どもたちによる地球温暖化の学習。
8月	親子環境映画 上映会	若い世代への普及啓発や「クールシェア」を目的とした映画上映会。
12月5日	いちかわ環境フェア 2026	「いちかわ環境フェア」を市と共催し、クイズラリーの実施やブースの出展を予定。
秋季～冬季	エコキャンパスツアー	自然エネルギー100%大学である千葉商科大学の見学ツアー。学生環境団体 SONE などとの連携。
通年	会員加入の促進	事業の実施に通じての会員募集。 ■個人 224名、団体 34団体【R8.4月末現在】

## 第4号議案

### 令和8年度 予算

(収入の部)

(単位：円)

科目	予算額		比較増減	備考
	本年度	前年度		
前年度繰越金	324,451	329,628	△ 5,177	
寄附金	40,000	40,000	0	クイズラリー協賛金
その他の収入	424,000	460,000	△ 36,000	市負担金、千葉県環境財団助成金等
合計	788,451	829,628	△ 41,177	

(支出の部)

(単位：円)

科目	予算額		比較増減	備考
	本年度	前年度		
総会運営費	24,200	13,200	11,000	
謝礼金	0	0	0	
協力金	0	0	0	
消耗品費	1,000	0	1,000	会員宛案内郵送用封筒代
賃借料	0	0	0	
会場費	0	0	0	
印刷製本費	10,000	0	10,000	会議資料印刷代
通信運搬費	13,200	13,200	0	会員宛案内郵送代
旅費交通費	0	0	0	
事業費	640,600	774,600	△ 134,000	
謝礼金	150,000	100,000	50,000	地球温暖化防止講演会における講師謝礼金
協力金	36,600	41,600	△ 5,000	エコキャンパスツアー等において学生に支払う協力金
消耗品費	170,000	149,000	21,000	クイズラリー景品等
賃借料	72,000	130,000	△ 58,000	親子環境映画DVDレンタル代
会場費	74,000	165,000	△ 91,000	親子環境映画会場代、講演会会場代等
印刷製本費	109,000	155,000	△ 46,000	未来ノート印刷代、各事業のちらし等印刷代
通信運搬費	17,000	17,000	0	省エネルギーセミナーちらし郵送代、親子環境映画DVD返却郵送代
旅費交通費	12,000	17,000	△ 5,000	未来ノート等において学生に支払う交通費
予備費	123,651	41,828	81,823	
合計	788,451	829,628	△ 41,177	

## 令和7年度 市川市地球温暖化対策推進協議会役員一覧

(令和8年4月現在)

No.	役名	委員会	氏名	所属等
1	理事(会長)		伊藤 康	千葉商科大学 人間社会学部教授
2	理事(副会長)	企画事業	片山 雅寛	千葉県地球温暖化防止活動推進員
3	理事(会計)		田中 美砂子	第5期市川市環境活動推進員
4	理事	企画事業	植木 克弥	東京電力パワーグリッド株式会社 京葉支社 支社長代理
5	理事		梅津 尚夫	北越コーポレーション株式会社 関東工場 安全環境 管理室長
6	理事	企画事業	神田 誠	京葉ガス株式会社 葛南支社 お客さまサービスグループマネージャー
7	理事		黒田 和宏	市川商工会議所 議員
8	理事		佐々木 絢乃	千葉商科大学 学生環境団体SONE
9	理事		高橋 ひろ子	市川市婦人団体連絡協議会 副会長
10	理事	企画事業	高村 民雄	千葉大学名誉教授
11	理事		峠越 稔正	市川市総合環境課 課長
12	理事	企画事業	平野 将人	非営利型一般社団法人銀座環境会議 代表理事
13	理事		横井 孝佳	第10期市川市環境活動推進員
14	理事		横田 礼名	市川市立新浜小学校 校長
15	監事		市來 均	公益財団法人 市川市清掃公社 理事長
16	監事	企画事業	齋藤 真実	NPO法人 いちかわ電力コミュニティ 理事長

## 市川市地球温暖化対策推進協議会 規約

(名称)

第1条 この団体の名称は、市川市地球温暖化対策推進協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく対策、主に日常生活における温室効果ガスの削減を、市民・事業者・関係団体および市が協働で推進することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地球温暖化対策に係る課題の検討と、啓発及び取り組みの立案に関すること
- (2) 地球温暖化対策に係る啓発及び取り組みの推進に関すること
- (3) 市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に係る状況把握及び施策評価、さらに課題の抽出と改善案の提案に関すること
- (4) 地球温暖化対策に係る情報の収集及び提供に関すること
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要なこと

(会員)

第4条 本会の目的に賛同し、活動若しくは協力する個人、事業者、団体、教育機関、行政等が会員となることができる。

- 2 本会の活動に参加、若しくは協力する意思を表明することで入会とする。
- 3 会員は、団体会員及び個人会員とする。

(役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以内
- (2) 監事 2名
  - 2 理事のうち1人を会長、1人を副会長、1人を会計とする。
  - 3 会長、副会長及び監事は、役員会において互選する。
  - 4 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
  - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
  - 6 会計は、会長が指名し、会計に関する事務を掌理する。
  - 7 理事は、役員会に参加し、会務を執行する。
  - 8 監事は、必要に応じて役員会に参加し、本会の経理事務、運営を監理し、会員に経理事務及び事業の監査報告を行う。
  - 9 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
  - 10 役員は、前項の任期が満了した後において、後任の役員が選出されるまでの間は、役員職務を行うものとする。
  - 11 役員は、再任されることができる。

(顧問)

第6条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が役員会の承認を得てその在職期間を定めて委嘱する。
- 3 顧問は、役員会の求めに応じて、助言を行うほか、会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員会)

第7条 役員会は、役員をもって構成し、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 役員会の議決は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議長が認めれば、傍聴している会員も発言することができる。
- 4 役員会は、次の事項を協議し、決定する。
  - (1) 総会に付議すべきこと
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること
  - (3) その他、総会の議決を要しない活動に関すること

(総会)

第8条 総会は、定期総会を毎年1回、及び臨時総会を必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 総会は、役員会から付議された次の事項を協議し、決定する。
  - (1) 運営方針に関すること
  - (2) 事業計画及び予算に関すること
  - (3) 事業報告及び決算に関すること
  - (4) 役員の選出に関すること
  - (5) 規約の改正に関すること
  - (6) その他、運営に関する必要事項

(委員会)

第9条 本会には、本会の活動を推進するため、役員会の承認を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関する必要な事項は、役員会において別に定める。

(資産)

第10条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄附金
- (2) その他の収入

(会計)

第11条 本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

2 本会の予算は、毎会計年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

3 本会の決算は、毎会計年度終了後に会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、市川市環境部総合環境課に置き、事務を処理する。

2 会員から意見等を聴取した場合、役員会若しくは委員会に報告する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

1 この規約は、設立の日（平成22年11月24日）から施行する。

2 本会の設立当初の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、設立の日から平成23年4月30日までとする。

(附則)（平成23年6月1日）

この規約は、平成23年6月1日から施行する。

(附則)（平成24年10月22日）

この規約は、平成24年10月22日から施行する。

(附則)（平成26年6月4日）

この規約は、平成26年6月4日から施行する。

(附則)（平成27年6月3日）

この規約は、平成27年6月3日から施行する。

(附則)（平成28年6月16日）

この規約は、平成28年6月16日から施行する。

(附則)（令和元年5月31日）

この規約は、令和元年5月31日から施行する。

(附則) (令和5年5月23日)

この規約は、令和5年5月23日から施行する。

## 市川市地球温暖化対策推進協議会 細則

### 第1章 委員会について

第1条 市川市地球温暖化対策推進協議会規約（以下、「規約」という。）

第9条第1項に定める委員会をつぎのとおり設置することができる。

- (1) 規約第3条第1項第1号から第4号に該当し、活動する委員会
- (2) 規約第3条第1項第5号に該当し、活動する委員会
- (3) 役員の選考を行う役員選考委員会
  - 2 前項第1号、第2号に基づく委員会は、会長が承認した者で構成する。
  - 3 第1項第1号、第2号に基づく委員会には、委員長1名、副委員長若干名を置く。委員長は、会長が役員の中から指名し、副委員長は、会長が役員もしくは会員の中から指名する。

### 第2章 役員選考委員会

(定数)

第2条 役員選考委員会（以下「選考会」）は、委員7名以内をもって組織する。

(選任)

第3条 委員は、会員の中で次に掲げる者から構成し、役員会が選任する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 環境に係る活動を行っているNPO・団体の者
- (4) 学識経験者
- (5) 行政関係者

(委員長)

第4条 選考会に委員長を1名置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員の中から互選によりその職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、役員会の選任から次期役員が総会で承認され、決定するまでとする。

(役員選考基準)

第6条 本会の目的並びに活動に賛同し、自ら地球温暖化防止への取り組みを行っている個人・事業者・団体。

- 2 本会の目的並びに活動に賛同する学識経験者。
- 3 行政関係者。

(任務)

第7条 選考会は第6条の役員選考基準に基づき、役員候補を選考し、役員会に提出する。

### 第3章 ワーキンググループ

(設置)

第8条 細則第1条第1項第1号及び第2号に基づく委員会には、ワーキンググループを置くことができる。

なお、ワーキンググループを設置した場合は、直近の役員会で報告するものとする。

(構成)

第9条 ワーキンググループは、会員のうち、希望者で構成する。

2 ワーキンググループには、リーダー及びサブリーダーを置く。

リーダー及びサブリーダーは、ワーキンググループにおいて互選する。

(役割)

第10条 ワーキンググループは、本会の活動方針に基づき、委員会の下、規約第3条に基づいて具体的な活動を行う。

2 ワーキンググループに関する必要な事項については役員会で別に定める。

### 第4章 役員会について

(代理出席)

第11条 役員会は、原則として役員の代理出席は認めない。ただし、会長が必要と判断した場合、役員の代理出席を求めることができる。

(附則)

1 この細則は、平成23年1月28日から施行する。

## 「低炭素地域づくりサミット2011 in いちかわ」

### 共同宣言（いちかわ宣言）

私たち地球温暖化対策地域協議会は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、住民、事業者、環境活動団体、行政等が連携して地域に根差した地球温暖化対策に取り組んできました。

こうした中、3月11日に起きた東日本大震災は、甚大な被害をもたらし、今も私たちの生活に大きな影響を与えています。

しかし、私たちは、この未曾有の災害から多くのことを学びました。

なかでも、電力需給の逼迫を受けて要請された今夏の節電は、私たち一人ひとりが自主的に行動を起こし、ライフスタイルや事業活動を持続可能なものへと変革しなければならないことを強く認識する契機となりました。

一方、国では温暖化対策に直結する今後のエネルギー政策について、抜本的な見直しの議論が進んでいます。

このことを踏まえ、今私たち地球温暖化対策地域協議会は、地域間の交流を着実に進め、力を合わせ地球温暖化対策に取り組むことで、低炭素社会の実現を目指してまいります。

そして、次のことを共に確認し努力していくことをここに宣言いたします。

1. 地球温暖化対策地域協議会の交流を拡げ、取り組みを全国に発信する
2. 地域で取り組んでいる地球温暖化対策の知識・知恵の共有を進める
3. 地域の地球温暖化対策の課題の共有化と解決策を検討し、それぞれが行動する

平成23年12月18日

葛飾区地球温暖化対策地域協議会  
熊谷市地球温暖化対策地域推進協議会  
さいたま市地球温暖化対策地域協議会  
千葉市地球温暖化対策地域協議会  
船橋市地球温暖化対策地域協議会  
横須賀市地球温暖化対策地域協議会  
横浜市地球温暖化対策推進協議会  
市川市地球温暖化対策推進協議会